

議案第68号

財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西二丁目254番ほか 29筆	23,356.26平方メートル

2 相手方

鳥取市桂見831番地14

特定非営利活動法人 グリーンスポーツ鳥取

3 貸付期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用を図るとともに、スポーツの振興及び、子供の健全育成に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人に対する支援を行うため、同法人がスポーツ行事等の用に供するための土地を無償で貸し付けようとするものである。